

■ 景観届出対象行為

良好な景観形成に向け、建築や開発等の際に必要な事項を届出することにより、継続的に景観づくりに取り組みます。市内における届出対象行為の基準、規制又は措置の基準について次のように設定します。なお、景観形成重点地区（絹の台、陽光台、紫峰ヶ丘、富士見ヶ丘）については、地域の景観づくりを先導する地区として位置づけることから、景観計画区域とは別の基準を定めます。

届出対象行為		区分		景観計画区域 (市内全域)		景観形成重点地区 (絹の台、陽光台、紫峰ヶ丘、富士見ヶ丘)	
建築物等	新築、増築、改築、移転	建物の高さ	10mを超えるもの	建物の高さ	10mを超えるもの	延床面積	500㎡を超えるもの
		延床面積	1,000㎡を超えるもの	延床面積	500㎡を超えるもの		
	外観の過半を変更する 修繕等	建物の高さ	10mを超えるもの	建物の高さ	10mを超えるもの	延床面積	500㎡を超えるもの
		延床面積	1,000㎡を超えるもの	延床面積	500㎡を超えるもの		
工作物等	新設、増設、改築、移転	高さ	10mを超えるもの 但し携帯電話基地局以外の電話柱、その他これに類する工作物及び架空電線路用並びに電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く	高さ	建築基準法第88条の適用を受けるもの		
	外観の過半を変更する 修繕等	高さ	10mを超えるもの 但し携帯電話基地局以外の電話柱、その他これに類する工作物及び架空電線路用並びに電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く	高さ	建築基準法第88条の適用を受けるもの		
開発行為等	土地の区画又は形質の変更	面積	500㎡を超えるもの	面積	500㎡を超えるもの		
	法面、擁壁の設置	高さ及び長さ	高さが5mを超えかつ、長さが10mを超えるもの 但し携帯電話基地局以外の電話柱、その他これに類する工作物及び架空電線路用並びに電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く	高さ及び長さ	高さが5mを超えかつ、長さが10mを超えるもの		
その他	土砂、廃棄物、再生資源等の堆積	面積	500㎡を超えるもの	面積	300㎡を超えるもの		
		高さ	2.5mを超えるもの	高さ	2mを超えるもの		

【建築基準法第88条の適用を受ける工作物】

煙突、RC柱、鉄柱、擁壁等のうち、一定以上の大きさがあり、建築基準法第88条の規定により法第6条の確認(建築確認)の手続きが準用されるもの。その他、観光用施設に設けるエレベーター、エスカレーター、高架の遊戯施設等の対象となる。